

第 5 8 号議案

町の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、
桶川市内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画するものとする。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合による土地区画整理事業の工事概成に伴い、従前の字界では行政遂行上及び土地の維持管理上支障が生じるため、換地処分後の整備された道路界等をもって新たな町界としたいので、この案を提出するものである。